

## 令和4年度 第29回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和4年12月15日（木）午後3時30分～午後4時00分

2 開催場所 和田山ジュピターホール 小ホール

3 出席した農業委員 11人

1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員

4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員 7番 米田 利秋委員

10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員

13番 西 好朗職務代理 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 3人

6番 米田 隆至委員 8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 11人

6 現地調査委員

農業委員 松浦 修三委員 大森 げん委員

推進委員 高芝 正博委員 田中 隆志委員

7 議事日程

日程第1 議案第140号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第141号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第142号 非農地証明申請について

日程第4 議案第143号 農用地利用集積計画の決定について

8 事務局職員

事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 農地農政係長 森本 礼子

主事 田中 美幸 支援専門員 中川 繁春

9 農林振興課職員

主事 福富 裕貴

10 会議の概要

○事務局

それでは、ただいまから第29回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。既に送付いたしております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは、会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○石原会長 それでは、次第第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第29回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4「議事録署名人の指名について」ですが、1番の松浦修三委員、2番の大森げん委員に、議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行させていただきます。

日程第1「議案第140号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位275番の提案理由の説明を、地元委員の私のほうからいたします。

275番は、先月の総会で空き家に付随する農地として処理した件の、3条申請の案件でございます。

改めて現地をご説明申し上げますが、275番の航空写真を見ていただきたいと思います。ここは、山東町上早田地区の写真でございます。国道427号線が右のほうへ、図面のはずれの切れたところ辺りに山東インターチェンジの入り口がございます。国道から下、南のほうに県道が、粟鹿神社方向へ向かっておりまして、下のほうの建物は、元粟鹿小学校の体育館です。右から左へ柴川が流れておりまして、川沿いの家が空き家で、それを囲むようにありますのが申請地でございます。現在、一部野菜が作られております。●●さんの空き家を、譲受人の●●さんが県外から移住され、農地とともに購入されるということで、特に問題はないように思います。許可相当と考えます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

いたします。

続きまして、受付順位276番及び277番の2件の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。受付順位276番の航空写真をご覧ください。申請地は和田山町宮田区にありまして、航空写真の右下に、地番210として一部写っておりますけれども、これが大蔵小学校でして、写真の中央を斜めに横切っているのが山陰本線です。申請地は、写真の中央辺り、地番●●となります。また、申請地の左隣になりますけれども、写っております地番●●の住宅が、今回の申請者、●●氏の自宅となります。

申請案件資料276番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。今回、両者の間で無償譲渡の話がまとまり申請となりました。具体的に述べますと、譲渡人の●●氏は、もともと宮田区の住民でしたが、畑を相続して所有だけをしておられたわけですが、長い間神戸のほうに住んでおられまして、管理を譲受人の●●氏に長年委託しておりました。●●氏は今後も宮田区に戻ってくることはなく、管理任せでは畑が荒れる一方なので、この際、無償で引き取って適正に管理をしてほしいと持ちかけ、●●氏が承諾した次第です。譲受人の●●氏は、幾度となくこの総会案件に上がっており、皆さん記憶におありかと思いますが、過去に農業委員を歴任され、15年ほど前から認定農業者として大蔵地区の農業推進の実績のある方です。ご本人に申請地の活用を尋ねましたところ、これまで草刈りはしてきたものの、畑として使うには片づけであるとか整地にかなりの時間を要する状態にあるので、きれいにしてから野菜畑として活用するとのことでした。営農計画書及び農地に関する誓約書も添付されており、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、277番の説明をさせていただきます。受付順位277番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町岡区となります。所在は、目印的なものがないわけですが、国道9号線を和田山方面から養父方面に北進し、大蔵小学校を過ぎて700メートルのところにホームセンターふじやが見える法道寺交差点があります。そこを左折し、法道寺集落を過ぎて岡集落に入ったところの航空写真となります。写真の左のほうに住宅が連坦しておりますけれども、ここが岡区となります。申請地は写真上の2筆の田畑となります。

申請案件資料277番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。譲渡人の●●氏は、山林や田畑をかなり以前に相続し所有しておられますけれども、大阪

にずっと居を構えている関係で、長年山林管理を委託してきた今回の譲受人である●●氏に、田畑についても、今後こちらに帰ってくることはないし、荒れても困るので、無償で譲渡をしたいので受け取ってもらえないかと持ちかけられまして、両者が同意に至り今回の申請となりました。●●氏につきましては、9月総会の審査案件246号で、航空写真にもありますけれども、地番●●の田を取得し、適正に管理されている方でありまして、今回も営農計画書や農地に係る誓約書も添付されておりますし、岡区の田畑の全体管理を担っておられます●●推進委員さんの指導や協力も得られることになっており、許可相当と思われまます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位275番から277番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。現地調査委員の松浦委員のほうから、補足説明はございますか。

○松浦委員 失礼します。去る12月5日に大森委員、田中委員、それから高芝委員、そして、事務局2名の合計6名で現地調査を行いました。ただいまの地元委員のご説明のとおりで、特に補足する点はございません。よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、この3条の案件につきまして、皆さんのほうからご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位275番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位276番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位277番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第141号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位278番及び279番、2件の提案理由の説明を、地元隣接委員の私からいたします。

278番につきましては、権利の種別は使用貸借権となっております。

278番の航空写真をご覧ください。ここは山東町森と与布土地区の写真でして、左のほうによふど温泉がございます。県道を竹田のほうから三保のほうに行きます道と交差する県道276号線の檜倉山東線を南へ七、八百メートルほど行った左側に、貸付人の●●さんの自宅がございます。その隣の、現在、野菜を作っておられます畑が申請地でございます。借受人の●●さんと貸付人の●●さんは娘婿の親子であり、このたび、親の家の隣に自分たちの住宅を建てて住まわれるということで、申請をされました。審査資料の基準の上からも、特に問題はございません。許可相当と思います。審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、279番は、権利の種類は賃貸借権となっております。

まず、279番の航空写真をご覧ください。ここは山東町柿坪地区の写真で●●や●●がでございます。申請地は、●●が●●事業として建設した●●の敷地として使用されておりました、今般、●●の設立に伴いまして、改めて●●氏と賃貸借契約を提携することになり、手続を進めておりましたが、農地であるということが判明いたしまして、このたび追認の申請をされたということで、●●の●●の始末書が提出されております。審議資料の基準の上からも問題はなく、また、現地の状況を見ましてもやむを得ないと考えます。審議のほど、よろしく願いいたします。

受付順位278番及び279番について、地元委員からの提案理由の説明がありました。

現地調査委員の大森委員のほうから補足説明はございますか。

○大森委員 12月5日に、職員2名と農業委員2名、推進委員2名、合計6名で現地のほうを調査してきました。特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

皆さんのほうから、この件につきましてご質問なりご意見等ございますか。

特にないようですので、受付順位278番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位279番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第142号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位280番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第142号、非農地証明交付申請の承認についてのうち、受付順位280番の提案理由を説明させていただきます。

それでは、航空写真6枚目の受付順位280番をご覧ください。位置的には、この地図では説明しにくいところですが、私なりに説明をしてみたいと思います。申請地は、国道429号線沿いにあるハンザキ研究所を少し黒川方面に進んだところの三差路を右折、黒川新田線沿線に建立された日吉神社の少し手前に存する農地です。当該農地の地目は田となっておりますが、正規の手続を行わないまま、昭和50年頃、●●を設置し、●●を営んでおられましたが、その後、廃業となり、写真のとおりコンクリート製の●●が残存したままの状態になっています。今となつては農地に復旧させることは難しく、著しく困難で、また、住まいが遠方で、今後も管理が十分できないため、このたび非農地証明申請があったものです。

それでは、申請案件審査資料、2枚目裏面の受付順位280番のほうをご覧ください。審査資料に記載のとおり、朝来市農業委員会農地法事務取扱要領第4条第1項第4号に規定の、非農地となつてから20年以上経過していること、違反転用に対する処分対象となつていないこと、農振農用地ではない土地であること、これら全ての要件を満たしているとともに、現況から見ても非農地相当であると思料いたします。また、地元区長の証明も提出され、あわせて、始末書も提出されていることから、特に問題はないと考えます。慎重審議をよろしくをお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位281番の提案理由の説明を、地元隣接委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、受付281番の説明をさせていただきます。航空写真ですが、上

のほうが北寄りになります。一番右にかかっておりますのが、播但線でございます、朝来ハウジングと書かれておりまして、その左方向に申請地と書いてあります。この字が書いてありますところに消防機庫がございます、その近くが、今回の申請農地となっております。

申請地につきましては、昭和42年頃より住宅用地として利用してまいりましたが、このたび、自宅の建て替えに当たり、●●番地について、農地転用の許可を受けずに転用していたことが判明いたしました。申請人においては、地目が畑である認識がなく、今に至っております。このたび、現況と合わせるため、今回の申請となりました。始末書並びに区長の証明もあります。及び審査資料、要件も該当いたしておりますので、よろしく願いいたします。 以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位282番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。議案第142号、非農地証明交付申請の承認についてのうち、受付順位282番の提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、航空写真8枚目、受付順位282番をご覧ください。申請地は、国道429号線沿い、312号線のナカイ石油のあるところですが、そこを左折して、429号線、●●番地の白い部分があると思えますけれども、そこに但陽研修会館の建物があります。その東側にある西福寺、金蔵寺の南側に面した農地となっております。

申請地の地目は畑となっておりますが、平成9年頃、主に管理をされていた奥様が体調不良により管理できなくなったことから、今では灌木が生い茂り、原野の状態となっております。今後、農地として復旧させることは困難な状況で、十分な管理ができないことから、非農地証明の申請が出ております。

それでは、申請案件審査資料、2枚目裏面の受付順位282番のほうをご覧ください。審査資料に記載のとおり、朝来市農業委員会農地法事務取扱要領第4条第1項第4号に規定の、非農地となってから20年以上経過、違反転用に対する処分対象となっていない、農振農用地ではない土地である、これら全ての要件を満たしているとともに、現況から見ても非農地相当であると思料いたします。また、地元区長の証明も提出され、あわせて、始末書も提出されていることから、特に問題はないと考えております。慎重審議をよろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位283番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。航空写真283番をご覧ください。

申請地は、右岸道路、フジッコと和田山中学校の信号を入れていきまして、東河谷になります。そこから約2キロほど走りますと、野村区という区になります。野村区の旧道に面したところが申請地となります。ここは、少し見にくいですがけれども、地番の●●が空き家になっております。空き家バンクには登録されていませんが、空き家となっております。

この申請地は、●●さんのお父さん、●●さんが亡くなられてもう17年ぐらいになるというように言われてましたけれども、非農地になったのは20年以上なってるというように、正確な数字じゃないですけど、20年以上は十分たっているというように聞いております。始末書も添付されており、野村区長の書類もそろっております。なお、空き家は村岡のほうから●●さんという方が、近くに住む娘さんを頼って移住されるということになっているようです。ただ、ご高齢なため、2筆を非農地としてお願いしたいというように言われております。非農地判定資料にも、全ての要件満たしていますので、どうぞ慎重審議の上、よろしく願いいたします。以上です。

○石原会長 受付順位280番から283番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の高芝委員のほうから、補足説明ございますか。

○高芝委員 失礼します。12月5日に3条申請、5条申請とともにこの非農地証明の土地を現地調査いたしました。先ほど地元委員さんの説明のとおりでございまして、こちらから補足説明することはありません。

○石原会長 ありがとうございます。

非農地関係につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位280番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、281番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位282番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位283番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第143号、農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第143号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の福富と申します。

そうしましたら、議案書の6ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要といたしまして、まず、1の利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。区分といたしまして、田のほうは、面積が56,149平方メートル、筆数が35筆、合計で56,149平方メートル、35筆。利用権の設定を受ける戸数といたしまして、6戸。また、利用権を設定する戸数が15戸となっております。

次に、2の設定する利用権の概要について、利用権の内容といたしまして、使用貸借権が31筆、計46,072平方メートル、賃貸借権が4筆で10,077平方メートルとなっております。

また、利用権の終期といたしまして、上から令和5年3月31日が1筆、2,528平方メートル、令和6年3月31日が3筆で7,598平方メートル、令和7年3月31日が6筆で9,778平方メートル、令和8年3月31日が2筆で1,669平方メートル、令和9年3月31日末が12筆で14,872平方メートル、令和10年度末が1筆で2,388平方メートル、令和12年度末が4筆で10,077平方メートル、令和14年度末が4筆で2,438平方メートル、令和15年度末が2筆で4,801平方メートルとなっております。

次のページに行ってくださいまして、利用権の設定を受ける者及び設定する者の所在地等一覧表を記載しております。

また、次に、次のページに行ってくださいましたら、9ページが利用権の設定を受ける者の一覧となっており、最後の10ページにつきましては、利用権を設定する者の一覧を記載させていただいております。

説明は以上になります。

○石原会長 担当課の説明がございました。

皆さんのほうから、ご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、それでは、議案第143号について、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理人にご挨拶いただきます。

○西職務代理人 〈閉会挨拶〉

(午後4時00分終了)